

新産業廃棄物最終処分場における情報管理システム設計・開発業務
に係るプロポーザルの公募に関する公告

公募型プロポーザル方式に基づく新産業廃棄物最終処分場における情報管理システム設計・開発業務委託について、次のとおり公告する。

プロポーザルの提出について参加を希望する者は、関係書類を作成の上、提出されたい。

令和6年12月23日

一般財団法人茨城県環境保全事業団 理事長 横山 伸一

1 担当部課等

〒309-1603

茨城県笠間市福田165-1

一般財団法人茨城県環境保全事業団総務課

TEL：0296-70-2511

E-mail：soumu@ef-kasama.or.jp

2 業務名

新産業廃棄物最終処分場における情報管理システム設計・開発業務

3 業務内容

- (1) プロジェクト管理
- (2) 設計・開発
- (3) データ移行
- (4) 教育・研修
- (5) 運用・保守に係る設計及び構築

4 履行期限

契約締結の日から令和9年3月15日まで

5 資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加資格を有する者であって、同要項第5条に規定する物品調達等競争入札参加有資格者名簿の大分類20（コンピュータ関連サービス）に登録されている者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てをし、若しくは申立て

がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者でないこと。

(5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき破産手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者でないこと。

(6) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号若しくは第3号に規定する者又は次に掲げる者でないこと。

ア 暴力団員が、事業主又は役員となっている者

イ 暴力団員以外の者が役員を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している者

ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約、資材、原材料等の購入契約を締結している者

オ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 委託業務と同種又は類似の業務を受託した経験を有する者であること。

6 評価基準

新産業廃棄物最終処分場における情報管理システム設計・開発業務委託の公募に関する説明書（以下「説明書」という。）を参照すること。

7 説明書の交付方法

(1) 交付方法

説明書の交付の際に「新産業廃棄物最終処分場における情報管理システム設計・開発業務提案募集説明書」の扱いに関する誓約書（別紙1）（以下「誓約書」という。）を提出すること。

(2) 交付期間

令和6年12月23日（月）から令和7年1月20日（月）までとする。ただし、茨城県の休日を含める条例（平成元年茨城県条例第7号）第1条各号に定める日（以下「県の休日」という。）を除く。

交付時間は午前9時から午後5時までとする。（ただし、正午から午後1時までを除く。）

(3) 交付場所

上記1担当部課等と同じ

8 参加表明書の提出方法、提出先及び提出期間

(1) 提出方法

本業務に係るプロポーザルへの参加を希望する者は、説明書に基づき「参加表明書」（別紙2）を提出先に持参又は郵送（郵便書留に限る。）すること。

(2) 提出先

上記1担当部課等と同じ

(3) 提出期間

公募公告の日から令和7年1月20日（月）までとする。（ただし、県の休日を除く。）

受付時間は午前9時から午後5時までとする。（ただし、正午から午後1時までを除く。）

なお、郵送の場合は令和7年1月20日（月）午後5時必着とする。

9 プロポーザルの提出方法、提出先、提出期限

(1) 提出方法

本業務に係るプロポーザルの提出を希望する者は、説明書に基づきプロポーザル提出書（様式第1号）及びプロポーザルを提出先に持参又は郵送（郵便書留に限る。）すること。

(2) 提出先

上記1 担当部課等と同じ

(3) 提出期限

令和7年3月10日（月）までとする。（ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）第1条各号に定める日を除く。）

受付時間は午前9時から午後5時までとする。（ただし、正午から午後1時までを除く。）

なお、郵送の場合は令和7年3月10日（月）午後5時必着とする。

10 質疑受付・回答

(1) 質疑の提出方法

プロポーザルを提出しようとする者が、質疑書（様式第2号）を作成し、電子メールにより提出するものとする。

(2) 質疑受付期間

令和6年12月23日（月）から令和7年1月31日（金）までの午前9時から午後5時まで

(3) 回答方法

すべての質疑を一括して、誓約書を提出したものに対し、令和7年2月14日（金）までに電子メールにて回答する。

なお、回答に対する再質問は受け付けない。

11 提案説明会

(1) 提案説明会実施日（予定）

令和7年3月25日（火） 午前9時から

(2) 説明時間

説明時間：15分 質疑応答：35分 計：50分

(3) 注意事項

- ・説明者1名、補助者3名以下とすること。
- ・必ずプロポーザル提出資料を使用した説明を行うこと。
- ・プロポーザル提出資料を6部持参すること。
- ・資料についてはA4横、白黒可。

(4) 事業団が準備する機材等

- ・モニター
- ・電源ケーブル及び延長ケーブル
- ・HDMIケーブル

※当事業団は、電波状態が悪いことを考慮してください。

(5) その他

- ・説明当日の欠席の場合は、失格とする。

12 その他

- (1) 詳細は説明書による。
- (2) 書類等の作成に用いる言語は、日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口は上記1担当部課等と同じ。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be required :
Information management system design and development work for a new industrial waste final disposal site
- (2) Time-limit for Submission of Proposal: 5:00 PM, March 10, 2025
- (3) Contact Point for the Notice:
General Affairs Division, Ibaraki Prefecture Environmental Conservation Corporation
165-1 Fukuda, Kasama City, Ibaraki Prefecture
Tel: 0296-70-2511